

令和7年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和7年9月

目 次

議案第98号	財産の取得について…………… 1 (消防局消防総務課)
議案第99号	財産の無償貸付けについて…………… 2 (産業部農林水産課)
議案第100号	市道の路線の廃止について…………… 3 (建設部建設管理課)
議案第101号	請負契約の変更について…………… 4 (建設部災害河港課)
議案第102号	事業契約の変更について…………… 5 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第103号	東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について…………… 7 (こども未来部保育課)
議案第104号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて…………… 12 (総務部職員課)
議案第105号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について…………… 14 (総務部職員課)

議案第 1 0 6 号

東広島市庁舎駐車場設置及び管理条例の一部改

正について…………… 1 6

(財務部管財課)

議案第 98 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団福富方面隊福富西分団並びに黒瀬方面隊中黒瀬分団及び下黒瀬分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3 台

3 取得価格

3,421 万 1,925 円

4 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 3 3 番地の 2
中下モータース有限公司
代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 99 号

財産の無償貸付けについて

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島流通センター株式会社に無償で貸し付けている土地を引き続き同者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市八本松東二丁目 1 4 4 番 1	土地	宅地	1 万 7 , 3 2 4 . 6 1

3 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市八本松東二丁目 2 1 番 1 号

東広島流通センター株式会社

代表取締役 川 口 一 成

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第100号

市道の路線の廃止について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

次の市道の路線を廃止しようとするものである。

路線名	廃止の理由
西条11号線	一般県道飯田吉行線と道路区域が重複する路線を廃止する必要がある。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第101号

請負契約の変更について

(建設部災害河港課)

1 変更の理由

令和6年6月27日議決第67号により議決を経た令和6年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋連絡橋改築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
1億5,510万円	1億6,001万7,000円	491万7,000円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市安芸津町三津

(2) 契約の相手方

広島市中区袋町5-28

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 広島営業所

所長 根岸 一 仁

(3) 工期

令和6年6月28日から令和7年12月26日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第102号

事業契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の定めるところにより、維持管理の対価についての価格変動に係る指数が、当該事業契約に定める数以上であることに伴い、当該対価の額を改定する必要性が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
24億1,772万9,630円	24億1,917万2,435円	144万2,805円

3 変更後の事業契約の内容

(1) 事業の内容

小学校21校及び中学校8校の普通教室、特別教室等における空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれらに付随する業務

(2) 契約の相手方

東広島市西条中央三丁目6番12号

PFI学校空調東広島株式会社

代表取締役 高橋 達也

(3) 事業期間

令和元年11月16日から令和15年3月31日まで

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第103号

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(こども未来部保育課)

1 制定の理由

児童福祉法の一部改正に伴い、新たに市の認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 最低基準の目的等（第3条関係）

ア この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

イ 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(2) 乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条関係）

ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

イ 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

エ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

オ 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

カ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生

及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(3) 安全計画の策定等（第7条関係）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(4) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条関係）

乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(5) 虐待等の禁止（第13条関係）

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(6) 衛生管理等（第14条関係）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(7) 食事（第15条関係）

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(8) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条関係）

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

ア 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- イ 提供する乳児等通園支援の内容
- ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
- エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- カ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ アからコまでに掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(9) 一般型乳児等通園支援事業

ア 設備の基準（第21条関係）

- (ア) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (イ) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(ア)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (ウ) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (エ) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (オ) 保育室又は遊戯室の面積は、(エ)の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (カ) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

イ 職員（第22条関係）

- (ア) 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、一般型乳児等通園支援事業所に、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了し

た者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

(イ) 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

(ウ) (ア)の乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

a 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

b 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(10) 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 保育所 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例

ウ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

3 施行期日

令和7年10月1日

（根拠法令）

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

議案第104号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内で請求することができる部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止する。(第18条関係)

(2) 1年につき次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ定める時間を超えない範囲内で請求することができる部分休業を新たに設ける。(第18条の2、第18条の4関係)

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日

(2) 経過措置

施行日から令和8年3月31日までの間における2(2)の部分休業の上限は、次のとおりとする。

ア 非常勤職員以外の職員 38時間45分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に合わせて、妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を任命権者に義務付けるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 任命権者は、妊娠又は出産等を申し出た職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。（第18条関係）

ア 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 妊娠又は出産等の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。（第18条関係）

ア 育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭

生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日等

(2) 経過措置

対象職員に対する措置は、施行日前においても講ずることができる。

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第106号

東広島市庁舎駐車場設置及び管理条例の一部改正について

(財務部管財課)

1 改正の理由

市役所の本庁舎周辺の民営化した駐車場の駐車料金の変更に合わせて、東広島市庁舎駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

駐車場を夜間又は休日に市の事務又は事業に係る用務以外の目的で使用する場合の使用料の額を次のとおり改定する。（別表関係）

現 行		改 正	
区 分	使 用 料	区 分	使 用 料
入場後8時間以内の場合	1時間までごとに100円	入場後4時間以内の場合	1時間までごとに200円
入場後8時間を超え24時間以内の場合	830円	入場後4時間を超え24時間以内の場合	800円
入場後24時間を超える場合	830円に入場後24時間を超える部分について6時間までごとに200円を加えた額	入場後24時間を超える場合	800円に入場後24時間を超える部分について1時間までごとに200円を加えた額。ただし、当該超える部分について24時間までごとに800円を上限とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年12月1日

(2) 経過措置

施行日以後に許可を受ける駐車場の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。